

巡回指導について

講習実施の際は感染防止のため、以下の「巡回指導における感染症予防対策」に引き続きご協力ください。

巡回指導における感染症予防対策

- ① 受講者相互の間隔を空ける。受講出来ない方に対しては、講習内容のビデオ撮影等での対応。
- ② マスクの着用を推奨。(マスクの着用は個人の判断に委ねられることから、強制するものではありません)
- ③ 入室前の、うがい、手洗いの励行。
- ④ 入口及び施設内に手指の消毒設備を設置し、消毒の実施。
- ⑤ 発熱者の入室制限。
(発熱がない場合でも、息苦しさや強いだるさ、せきなど比較的軽い風邪の症状がある場合においても入室を控えて下さい)
- ⑥ 会場内での私語を控える。
- ⑦ 飛沫感染防止のための仕切りがない場合には、講習受講者と講師の間隔が一定の距離を保つよう工夫する。
- ⑧ 必要に応じて、ビニールカーテン等の設置。
- ⑨ こまめな換気。
- ⑩ マイク等の機器の消毒。

※「巡回指導における感染症予防対策」10項目については政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び全タク連の「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を参考に作成しています。